



発行 東京都

目次

告示(教)

- 技能教育の連携措置に係る科目の追加指定……………一
- 技能教育の連携措置に係る科目の指定解除……………一
- 技能教育の連携措置に係る科目の追加指定(四件)……………一
- 東京都指定文化財の指定解除……………二
- 当せん金付証券の発売委託…(財務局主計部公債課)……………二
- 当せん金付証券の発売委託…(全国自治宝くじ事務協議会)……………四

公 告

雑 報

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第二十号

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四条第三項の規定に基づき、町田みのり高等部の連携措置に係る科目について令和四年四月一日付けで次のとおり追加指定したので告示する。

令和四年四月四日

東京都教育委員会

追加指定した連携措置に係る科目
追加指定した連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

ビジネス・コミュニケーショ
ン
商品開発と流通
ビジネス法規

●東京都教育委員会告示第二十一号

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四条第三項の規定に基づき、町田みのり高等部の連携措置に係る科目について令和四年三月三十一日付けで次のとおり指定の解除をしたので告示する。

令和四年四月四日

東京都教育委員会

指定の解除をした連携措置に係る科目
指定の解除をした連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

広告と販売促進
広告と販売促進

●東京都教育委員会告示第二十二号

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四条第三項の規定に基づき、町田美容専門学校との連携措置に係る科目について令和四年四月一日付けで次のとおり追加指定したので告示する。

令和四年四月四日

東京都教育委員会

追加指定した連携措置に係る科目
追加指定した連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

美容総合基礎
美容と福祉
キャリアデザイン
保健
生活産業基礎
生活産業基礎
生活産業基礎
人体の構造と機能

●東京都教育委員会告示第二十三号

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四条第三項の規定に基づき、町田調理師専門学校の連携措置に係る科目について令和四年四月一日付けで次のとおり追加指定したので告示する。

令和四年四月四日

東京都教育委員会

追加指定した連携措置に係る科目
追加指定した連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

調理理論と食文化概論Ⅱ
(食文化概論)
食文化

総合調理理論
総合調理実習
総合調理理論
総合調理実習

●東京都教育委員会告示第二十四号

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四条第三項の規定に基づき、町田調理師専門学校の連携措置に係る科目について令和四年四月一日付けで次のとおり追加指定したので告示する。

令和四年四月四日

東京都教育委員会

追加指定した連携措置に係る科目
追加指定した連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

食品の安全と衛生
食品衛生
(食品衛生学実習35時間含む)

東京都教育委員会告示第二十五号

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四条第三項の規定に基づき、日野工業高等学校の連携措置に係る科目について令和四年四月一日付けで次のとおり追加指定したので告示する。

令和四年四月四日

東京都教育委員会

追加指定した連携措置に係る科目
追加指定した連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

機械系機械加工科

コンピュータ操作基本
工業情報数理
実習

安全衛生
工業管理技術

生産工学概論

測定法
機械工作

機械工学概論

材料

材料力学

電気工学概論
電気回路

金属加工系塑性加工科

コンピュータ操作基本
工業情報数理
実習

安全衛生
工業管理技術

生産工学概論

測定法

塑性加工概論

プレス加工法

金属材料学

材料力学

電気工学概論

第一種自動車系自動車製造科

コンピュータ操作基本
工業情報数理
実習

安全衛生

生産工学概論
工業管理技術

測定法

材料力学

材料

電気及び電子理論

電気工学概論

電気・電子系製造設備科

コンピュータ操作基本

実習
工業情報数理

安全衛生

生産工学概論
工業管理技術

測定法

機械工学概論

電気理論

関係法規

制御工学

工業管理技術

機械工作

電気回路

工業情報数理

工業管理技術

自動車工学

機械工作

電気回路

工業管理技術

工業管理技術

工業管理技術

工業管理技術

機械工作

自動車工学

自動車工学

自動車工学

電気回路

電気回路

工業情報数理

工業情報数理

工業管理技術

工業管理技術

機械工作

電気回路

電力技術

電力技術

東京都教育委員会告示第二十六号

東京都文化財保護条例(昭和五十一年東京都条例第二十五号)第二十七条第四項の規定に基づき、次のとおり東京都指定無形民俗文化財の指定が解除された。

令和四年四月四日

東京都教育委員会

指定が解除されたもの(令和四年三月十三日付)

種別 名称、所在地等 保持者

東京都指定無形民俗文化財(伝承地)八王子市

八王子市下恩方町千五百六十六番地

西川古柳座 西川古柳

公 告

当せん金付証券の発売委託について

当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。

令和四年四月四日

東京都知事 小池 百合子

一 名称 第二千五百三十九回東京都宝くじ

二 発売総額及び枚数 一億五千万円 百五十万枚

三 証券金額 一枚百円

四 発売期間 令和四年七月二十七日から同年八月十六日まで

五 当せん金の総額 発売総額に対して六千四百四十万

三	証券金額	一枚二百円	二	証券金額	一枚二百円	七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して二千七百四十九万円	九	受託申請期限	令和四年四月十九日	三	証券金額	一枚二百円	十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	九	受託申請期限	令和四年四月十九日			
二	発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚	一	名称	第二千五百四十一回東京都宝くじ	六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	八	その他発売経費	五千円	二	発売総額及び枚数	六億円 三百万枚	七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して千五百四十五万八千七百四十円	一	名称	第二千五百四十回東京都宝くじ			
一	名称	第二千五百四十一回東京都宝くじ	十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	五	当せん金の総額	円	四	発売期間	令和四年七月二十七日から同年九月二十七日まで	六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	四	発売期間	令和四年八月三日から同月三十日まで	五	当せん金の総額	一億四千二百五十万円			
三	証券金額	一枚二百円	九	受託申請期限	令和四年四月十九日	四	証券金額	一枚二百円	三	証券金額	一枚二百円	三	証券金額	一枚二百円	二	証券金額	一枚二百円	二	証券金額	一枚二百円	二	証券金額	一枚二百円
二	発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚	八	その他発売経費	発売総額に対して三千四百五十万円	二	発売総額及び枚数	六億円 三百万枚	一	名称	第二千五百四十二回東京都宝くじ	七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して五千五百五十八万五千九百九十円	十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	四	発売期間	令和四年八月三十一日から同年九月二十日まで
一	名称	第二千五百四十一回東京都宝くじ	七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して五千五百五十八万五千九百九十円	一	名称	第二千五百四十四回東京都宝くじ	九	受託申請期限	令和四年四月十九日	五	当せん金の総額	円	九	受託申請期限	令和四年四月十九日	三	証券金額	一枚二百円	七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して二千八百七十六万六千六百円
三	証券金額	一枚二百円	六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	八	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	八	その他発売経費	円	二	証券金額	一枚二百円	六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	五	当せん金の総額	一億四千二百五十万円	三	証券金額	一枚二百円
二	発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚	五	当せん金の総額	円	四	証券金額	一枚二百円	七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して二千八百六十九万一千八百五十円	一	名称	第二千五百四十四回東京都宝くじ	四	発売期間	令和四年九月十四日から同年十月十一日まで	二	証券金額	一枚二百円	六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
一	名称	第二千五百四十一回東京都宝くじ	四	証券金額	一枚二百円	三	証券金額	一枚二百円	三	証券金額	一枚二百円	二	証券金額	一枚二百円	二	証券金額	一枚二百円	二	証券金額	一枚二百円	二	証券金額	一枚二百円
三	証券金額	一枚二百円	三	証券金額	一枚二百円	二	証券金額	一枚二百円	一	名称	第二千五百四十四回東京都宝くじ	一	名称	第二千五百四十四回東京都宝くじ	一	名称	第二千五百四十四回東京都宝くじ	一	名称	第二千五百四十四回東京都宝くじ	一	名称	第二千五百四十四回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚	二	証券金額	一枚二百円	一	名称	第二千五百四十四回東京都宝くじ	十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	九	受託申請期限	令和四年四月十九日	九	受託申請期限	令和四年四月十九日	九	受託申請期限	令和四年四月十九日
一	名称	第二千五百四十一回東京都宝くじ	一	名称	第二千五百四十四回東京都宝くじ	十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	八	その他発売経費	円	八	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	八	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	八	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	八	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

雑報

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
 れた日までに申請してください。
 令和四年四月四日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第九百三十回全国自治宝くじ

十二億円 六百万枚

一枚二百円

令和四年七月五日から同年八月二日まで

発売総額に対して五億七千万円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

発売総額に対して一億一千五百七十一万七千八
 百円

発売総額に対して七千二百二十二万円

令和四年四月十九日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

一 名称
 二 発売総額及び枚数
 三 証券金額
 四 発売期間
 五 当せん金の総額
 六 委託対象事務の範囲
 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 八 その他発売経費
 九 受託申請期限
 十 その他

一 名称
 二 発売総額及び枚数

第九百三十三回全国自治宝くじ
 四十億円 二千万枚
 (二十億円を一単位(一ユニット)として二単
 位(二ユニット)。)
 一枚二百円

令和四年八月六日から同月三十日まで

発売額二十億円に対して九億八千九百九十万円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

発売額二十億円に対して一億八千四百六十四万
 九千九百九十円

九千九百九十円

発売額二十億円に対して一億一千七百六十万円

令和四年四月十九日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

一 名称
 二 発売総額及び枚数
 三 証券金額
 四 発売期間
 五 当せん金の総額
 六 委託対象事務の範囲
 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 八 その他発売経費
 九 受託申請期限
 十 その他

一 名称

第九百三十四回全国自治宝くじ

二 発売総額及び枚数 十八億円 九百万枚
 三 証票金額 一枚二百円
 四 発売期間 令和四年八月六日から同年九月六日まで
 五 当せん金の総額 発売総額に対して八億五千五百万円
 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して一億七千二百九十九万七千七百円
 八 その他発売経費 発売総額に対して一億八百八十八万円
 九 受託申請期限 令和四年四月十九日
 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一 名称 第九百三十五回全国自治宝くじ
 二 発売総額及び枚数 八億円 四百万枚
 三 証票金額 一枚二百円
 四 発売期間 令和四年八月六日から同月二十三日まで
 五 当せん金の総額 発売総額に対して三億八千万円
 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して七千七百三十一万九千九百円
 八 その他発売経費 発売総額に対して四千八百八万円
 九 受託申請期限 令和四年四月十九日
 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一 名称 第九百三十六回全国自治宝くじ
 二 発売総額及び枚数 十三億五千万円 四百五十万枚
 三 証票金額 一枚三百円
 四 発売期間 令和四年八月十七日から同年九月十三日まで
 五 当せん金の総額 発売総額に対して六億二千万円
 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して一億四百五十三万九千五百円
 八 その他発売経費 発売総額に対して一億一千四十三万円
 九 受託申請期限 令和四年四月十九日
 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一 名称 第九百三十七回全国自治宝くじ
 二 発売総額及び枚数 十二億円 六百万枚

三 証票金額 一枚二百円
 四 発売期間 令和四年八月二十四日から同年九月二十日まで
 五 当せん金の総額 発売総額に対して五億七千万円
 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して一億一千五百七十一万七千八百円
 八 その他発売経費 発売総額に対して七千二百二十二万円
 九 受託申請期限 令和四年四月十九日
 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一 名称 第九百三十八回全国自治宝くじ
 二 発売総額及び枚数 八億円 四百万枚
 三 証票金額 一枚二百円
 四 発売期間 令和四年八月三十一日から同年九月二十日まで
 五 当せん金の総額 発売総額に対して三億八千万円
 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して七千六百九十九万七千三百六十円
 八 その他発売経費 発売総額に対して四千八百八万円
 九 受託申請期限 令和四年四月十九日
 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一 名称 第九百四十一回全国自治宝くじ
 二 発売総額及び枚数 三十六億円 千八百万枚
 三 証票金額 一枚二百円
 四 発売期間 令和四年九月二十八日から同年十一月二十九日まで
 五 当せん金の総額 発売総額に対して十七億一千万円
 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して三億四千四百九十九万五千二百円
 八 その他発売経費 発売総額に対して二億一千六百三十六万円
 九 受託申請期限 令和四年四月十九日
 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
 れた日までに申請してください。
 令和四年四月四日

全国都道府県知事の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長 東京都知事 小池 百合子
 第九百三十一回全国自治宝くじ

- 一 名称
 第九百三十一回全国自治宝くじ
- 二 発売総額及び枚数
 七百二十億円 二億四千万枚
 （三十億円を一単位（一ユニット）として二十
 四単位（二十四ユニット））。ただし、発売状況
 により、原則発売総額の百二十五パーセントを
 上限としてユニット単位で増額する場合はある
 ）。
 一枚三百円
- 三 証券金額
 令和四年七月五日から同年八月五日まで
- 四 発売期間
 発売額三十億円に対して十四億一千四百九十万
 円
- 五 当せん金の額
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務
- 六 委託対象事務の範囲
 発売額三十億円に対して一億八千九百七十六万
 八千四百円
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売額三十億円に対して二億五千七百二十三万
 二千四百八十七円
- 八 その他発売経費
 令和四年四月二十五日
- 九 受託申請期限
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。
- 十 その他
 第九百三十二回全国自治宝くじ
 二百十億円 七千万枚
 （三十億円を一単位（一ユニット）として七単
 位（七ユニット））。ただし、発売状況により、
 原則発売総額の百二十五パーセントを上限とし
 てユニット単位で増額する場合はある。）。
 一枚三百円
- 三 証券金額
 令和四年七月五日から同年八月五日まで
- 四 発売期間
 発売額三十億円に対して十四億二千万円
- 五 当せん金の額
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売額三十億円に対して一億七千八十一万七千
 四百六十円

八 その他発売経費
 発売額三十億円に対して二億七千九百九十四万
 九百二十八円

九 受託申請期限
 令和四年四月二十五日

十 その他
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

行 東 京 都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 発 電話 ○三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定 価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 三〇円
 （郵送料を含む）

印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

